



# 憲法をくらしの中に生かそう。 広島法律事務所通信



50th  
Anniversary  
2018年 夏号

本年7月5日から8日にかけての西日本を中心とする豪雨災害で被災された皆さまにお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨については、これまで例がないものとして、100年に1回などと言われています。しかし、近年、スコールのような雨が頻繁に降り、以前とは明らかに気象状況が変わってきているように思える状況では、今回の規模の豪雨が今後100年起こらないと楽観的に考えることはできません。今回の災害だけでなく、今後の災害も踏まえた援助体制が検討される必要があります。

この問題について、大阪弁護士会の大前治弁護士が興味深い意見を述べています。(講談社「現代ビジネス」自然災害大国の避難が体育館生活であることへの大きな違和感)大前弁護士によれば、

■日本と同じ地震国であるイタリアでは、国の官庁である「市民保護局」が避難所の設営や生活支援を主導する。

■2009年4月のイタリア中部ラクイラ地震では、約63,000人が家を失った。これに対し、初動48時間以内に6人用のテント約3000張(18,000人分)が設置され、最終的には同テント約6000張(36,000人分)が行きわたった。

■このテントは約10畳の広さで、電化されてエアコン付きである。各地にテント村が形成され、バス・トイレのコンテナも設置される。

■ただし、テントに避難したのは約28,000人であり、それより多い約34,000人がホテルでの避難を指示された。もちろん公費による宿泊である。ということなのです。

一方、日本では、自宅で生活できなくなった被災者は、体育館などでの生活を余儀なくされる場合が多いです(自治体との旅館業者団体の協定でホテル等が提供されている場合もありますが、乳幼児、妊婦、高齢者などに限られているようです)。

このような違いが生じる原因の一つには、大前弁護士が指摘しているように、避難者を災害援助の対象者(客体)ではなく、援助を受ける権利者(主体)として扱われるべきであり、その尊厳が保障されなければならないという考え方が、日本ではまだまだ広まっていないことにあるように思えてなりません。なお、国際赤十字の災害援助についての基準には、①災害や紛争の避難者には尊厳ある生活を営む権利があり、援助を受ける権利があること、②避難者への支援については、第一にその国の国家に役割と責任があることが明記されています。

自民党は、憲法改正を目指していますが、その改正案は国民に対する義務規定を増やしたり、「公益及び公の秩序」を理由とする人権の制約を認めるなど、権利を制約する方向であることは明らかです。このような自民党が、避難者を援助を受ける権利者(主体)として扱うつもりがあるとはとても考えられません。